《要件確認チャート》

本「募集要項兼事務の手引き」を熟読した後、公社 web サイトのチャートで申請要件に該当すること を確認したうえで、「申請概要書」のフォーマットをダウンロードします。

- ※ 「令和4年度展示会出展助成事業」の利用者は、申請できません。
- ※ 「販路拡大助成事業」「販路開拓チャレンジ助成事業」「販路開拓サポート助成事業」「原油価格高騰等に伴う緊急販路開拓等支援事業」の 利用者は、助成金が入金されている 又は 事業中止の承認を受けていなければ、申請できません。

〇1 資本金 又は 常時雇用する従業員数が以下であり、「中小企業者」に該当する

(労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等の『雇用保険被保険者数(月平均)』)

- *パート・アルバイト等でも、解雇予告を必要とする人は従業員に含む。(労働基準法第20条参照)
- *業種は「産業分類表」(次頁)より自社に該当するものを選択。
- *社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等は、中小企業基本法により中小企業に該当しない。

サービス業 製造業・その他 卸売業 小売業 3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5千万円以下又は50人以下 5千万円以下又は100人以下 いいえ いいえ いいえ いいえ はい はい はい はい X X

O2 大企業が実質的に経営に参画していない(以下のいずれにも該当しない)

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している
- ・その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる

P3

はい

Q3 都内で事業を営んでおり、直近の納税証明書を提出できる(未納ありの場合は、「いいえ」<u>に</u>該当)

法人:都内に登記があり(支店登記も可)、都に納税している

個人:都内税務署に個人事業の開業等届出書を提出し、確定申告している



はい

Q4 都内商工会議所等による令和4年度又は5年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンスの 「経営分析」の報告書を提出できる

都内商工会議所等に、 お問い合わせください

はい

05 次のいずれか1つに該当する

- ア) 直近決算期の売上高が、1期前と比較して減少している
- イ) 直近決算期で損失を計上している
- ウ)都内商工会議所等で令和4年度又は5年度「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」の支援を受け、 所定の証明を受けている

はい

○6 直近2期分(各期12か月)の確定申告書の写し一式を提出できる

法人:引き続く2期分の法人税申告書

個人:令和3年と4年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書



P4

はい

O 7 以下に該当する展示会に出展する予定があり、支払等はまだしていない。

- ・事業者との商談が目的の展示会である
- 一般来場者向けではない
- ・販売行為を許可している展示会ではない
- ・共同出展ではなく、自社単独で出展する ・公開された日本語の出展要項がある

P7

モール型 EC サイトに 初めて出店する予定が あり、まだ初期登録を していない

はい

申請要件に該当する可能性があります。

下記 URL より、チャートの設問を進み、申請書をダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/r5tenjikai.html

※ 受付は「」グランツ」による電子申請のみ。(電子申請は「G ビズ ID」の事前取得必須)